

2020年秋年末闘争・組織拡大 建設労働本部闘争速報

2020年12月14日／第13号
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL 011-711-7377
FAX 011-711-7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

トンネルじん肺根絶第6陣訴訟 札幌地裁で和解成立 全国7地裁の中で6番目の解決

12月11日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第6陣北海道訴訟」の原告14人（患者数12人）全員の和解が成立しました。2018年12月18日の提訴（2019年2月21日に追加提訴）から2年での解決で、全国7地裁での6陣訴訟では6番目です。第6陣訴訟は「提訴から1年での解決」をめざしてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大などで期日が延期や中止となつたため、提訴から約2年かかりました。

この日も、札幌をはじめ道内での感染拡大が続いていることから、原告の参加は見合わせて弁護団と道本部が対応しました。はじめに廣瀬孝裁判長は「原告、被告および代理人はじめ関係のみなさんの努力で本日の和解となった」と述べ、原告団長の佐々木靜さんの「意見陳述書」を弁護団が代読したあと、裁判長が和解条項を読み上げて和解が成立しました。

佐々木原告団長は「本来であれば、私も札幌に赴いて他の原告や家族の皆さんをはじめ弁護団や支援していただいた方たちと一緒に喜びを分かち合いたいと思っておりましたが出席できず残念でなりません」「私たちは、じん肺の根絶を求めるとともに、不幸にしてじん肺になった患者の早期救済のためにトンネルじん肺補償基金をつくることをめざしており、トンネルじん肺救済法の一日も早い成立を心より願っています」と訴えました。原告団・弁護団・道本部の連名で「声明」（=別紙）を出しました。

全国青年部がオンラインで総会

建交労全国青年部は、12月6日に第22回総会を開きました。コロナ禍のもと、初めてのオンラインでの開催で18人が参加して交流しました。総会では役員の改選もおこなわれ、道本部青年部長の鈴木さん（函館支部）が事務局次長に再選されました。

建設政策研究所北海道センターが総会

建設政策研究所北海道センターは12月4日にオンラインで総会を開きました。総会では2019年から2年間の活動をまとめるとともに、建設労働・産業、公契約を軸にした調査研究活動をすすめることなど2021年の活動方針を決定しました。

2020年労働安全衛生学校を開催

11月28日に「2020年労働安全衛生学校」（いの健北海道センター主催）がオンラインで開催されました。春に予定していましたがコロナ禍により延期されていました。第1部は全労働北海道支部の田口恭平さんが「労働安全衛生活動の歴史と職場での進め方」をテーマに基調講演し、そのあとのパネルディスカッション「職場のパワハラ防止をめざして」では北海学園大学の川村雅則教授がコーディネーターとなって、5人からの報告がありました。

声 明

1 全国トンネルじん肺根絶第6陣北海道訴訟（2018年12月18日・2019年2月21日提訴）について、本日、札幌地方裁判所において、原告14名全員と被告鉄道建設・運輸施設整備支援機構（旧鉄道建設公団）及びゼネコン計36社との和解が成立した。

第6陣訴訟は、東京地裁を含めて全国7地裁に提訴（原告数患者単位79名）され、被害救済を求めてきた。すでに東京地裁、福井地裁、仙台地裁、新潟地裁、熊本地裁で和解に至っており、本日の札幌地裁の和解は全国6番目の成立である。

2 私たちは、1996年のトンネルじん肺補償請求団結成後、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」のスローガンの下に、ゼネコン訴訟、それに引き続く根絶訴訟の闘いを続けてきた。

この訴訟において、被告ゼネコンは、和解前文において法的責任を認めた上で、じん肺被害者に対する謝罪と弔意とお見舞いを表明している。

また、これまでの全国トンネルじん肺訴訟で和解が成立した原告患者は2502名に達している。

さらに、国のじん肺防止の規制権限不行使の責任を明らかにすることによってトンネルじん肺を根絶することを目指したトンネルじん肺根絶訴訟では、2006年7月7日に東京地裁において国の責任を認める勝訴判決を獲得し、その後、熊本、仙台、徳島、松山の各地裁で国の責任を認める勝訴判決を獲得した。

原告団・弁護団は、これらの勝訴判決を梃子にして、2007年6月18日、国（第1次安倍内閣）との間で合意を成立させ、国にトンネル建設工事におけるじん肺対策を強化するための措置を講ずることを約束させた。これに基づき、今日まで「粉じん障害防止規則」の改正と公共事業の積算基準における粉じん作業時間の短縮を実現している。

この第6陣訴訟中にも、トンネル建設工事労働者の健康情報管理システムを実現し、坑内作業場の切羽付近の粉じん濃度等の測定を事業者に義務づける等、じん肺防止対策を大きく前進させている。

これらの取組みによって、トンネルじん肺罹患者数は大幅に減少し、被害予防に大きく貢献することができた。

3 被害救済に関する現状は、訴訟を提起しなければ被害賠償が認められず、和解成立まで長期間がかかることもあり、あまりにトンネルじん肺患者の負担が大きい。訴訟を提起することなく簡易・迅速に権利救済を受けられるためにはトンネルじん肺救済法の成立とトンネルじん肺基金の創設が必要不可欠である。

現在、原告団及び家族会が中心となり、トンネルじん肺救済法の成立に向けて与野党の各議員に要請を行い、集められた賛同署名は現在595名に到達している。

4 私たちは、本日の和解成立を受けて、より一層、じん肺防止対策の推進を求め、トンネルじん肺救済法の成立に向けて、ねばり強い取組みを強めていく決意である。

以上

2020年12月11日

全国トンネルじん肺根絶第6陣北海道訴訟原告団

全国トンネルじん肺根絶第6陣北海道訴訟弁護団

全日本建設交運一般労働組合北海道本部